

〈〈令和2年度〉〉 盛岡商工会議所リフォーム支援事業

【申請の手引】 ※300名追加募集

(2020.09)

この手引は、リフォーム支援事業を利用して「2020 もりおかプレミアム付商品券SANS A」の交付を受けようとする方のために必要な手続きについてまとめたものです。記載事項をよくお読みいただき、内容についてご理解のうえ手続きを進めてください。また、商品券の交付が完了するまでこの手引をお手元に保管し必要事項をご確認いただきますようお願いいたします。

■ 受付期間

11月15日（日）まで（当日消印有効）（※15日間延長しました。）

■ 募集人数

先着800名（※300名分が追加となりました。）

■ 申請方法

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送により申請してください。

■ 窓 口

①お問い合わせ・申請受付・完了報告受付・

証明書発行窓口

（一財）岩手県建築住宅センター

すまいあんしん室

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7-1

いわて県民情報交流センター（アイーナ）2階

電話623-4420 FAX623-2005

E-mail: sumaianshin@ikjc.or.jp

（一財）岩手県建築住宅センター
ホームページ

<https://www.ikjc.or.jp/>

本リフォーム支援事業に関する情報や受付状況につきましては、岩手県建築住宅センターのホームページでご確認願います。

②商品券交付窓口

盛岡商工会議所 プレミアム付商品券係

〒020-8507 盛岡市清水町14-12

電話624-5880 FAX654-1588

E-mail: daihyo@ccimorioka.or.jp

盛岡商工会議所ホームページ

<http://www.ccimorioka.or.jp/>



（一財）岩手県建築住宅センター 盛岡商工会議所

（一財）岩手県建築住宅センター



盛岡商工会議所

1. 商品券交付を受けるための要件・留意事項

リフォーム支援事業の商品券交付を受けるための要件は以下のとおりです。

要件1 申請者に関する要件

次に示す全ての要件を満たす、市内の一般の方または事業者の方

①一般の方（住宅リフォームの場合）

- ア 盛岡市内に住所を有している者
- イ リフォーム工事を行う住宅を所有し、かつ居住している者
- ウ 令和元年度分の固定資産税・都市計画税・市民税を完納している者

※ただし、以下の場合でも同様とみなす場合があります。

- ・単身赴任等の理由により、工事を行う住宅の所有者が市内に住所を有せず、所有者と生計を一にするご家族が当該住宅に居住している場合。（所有者が住所地に住宅を所有している場合は該当になりません。）
- ・所有者が高齢である等の理由により、工事を行う住宅の所有者の3親等以内の親族が、所有者に代わり工事の費用を負担する場合。（所有者が工事を行う住宅に居住していない場合は該当になりません。）

②事業者の方（店舗等のリフォームの場合）

- ア 盛岡市内にリフォーム工事を行う物件（事務所、店舗、賃貸用物件）を有している者
- イ 当該物件において事業を行い、かつ所有している者
- ウ 令和元年度分の固定資産税・都市計画税・法人市民税を完納している者

要件2 工事を行う物件・施工業者に関する要件

①リフォーム工事を行う物件が、平成26年12月31日以前に建てられていること

※盛岡市が発行する「固定資産税・都市計画税納税通知書」の建築年表示が、「H26」以前の記載となっていることをご確認ください。「H27」以降は対象外となります。

②リフォーム工事費の総額が30万円以上（消費税および地方消費税の額を除く。）であること

③盛岡市の他の補助を併用しないこと

④交付申請日以降に着工し、令和2年12月15日（火）までに工事を完了し、かつ、「工事完了実績報告書兼請求書（様式第5号）」を提出すること

※交付申請する前に着手した工事は対象となりません。

※審査の結果、要件に該当しないと判断された場合は対象外となります。

⑤申請の対象とするリフォーム工事を行う施工業者については、市内に事業所（支社支店も含む）を有すること

※施工業者としての登録は特に必要ありません。

⑥盛岡市の入札参加資格の停止等を受けていないこと

要件3 交付の対象となる主な工事内容

①屋根の葺替・塗装・雪止め・雨どいの設置・補修	⑤室内の建具の交換
②外壁の張替・塗装等	⑥外壁・屋根・天井・床の断熱化工事
③壁紙や床の張替等の内装工事	⑦風呂・台所・トイレ・洗面所等の水回り工事・ 下水管工事（公設枡までの接続部分）
④窓の交換補修	⑧畳の取替・表替

次の工事等は、交付の対象となりません。

①新築、住宅の全部を新しく建て替える工事	⑤対象工事を実施する個人事業主が自らの施工により自宅を増改築する工事
②屋外の倉庫・物置、車庫・駐車場、造園その他外構工事	⑥住宅用太陽光発電システム・冷暖房機器・湯沸し器・家具・電気製品の購入や設置工事、当該機器等の修繕・補修に係る経費
③広告、看板等の補修・修繕・設置工事	⑦室内カーテン等の取付・取替
④公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	⑧設計費

※条件により一部認められる工事もありますので、詳細は別紙「対象工事一覧表」をご参照ください。

留意事項 商品券の交付を申請する前に、**要件1**・**要件2**・**要件3**と併せて以下の留意事項もご確認ください。

(1) 交付申請・審査等に関する事項

- ①個人事業主の方が、自らもしくは生計を一にする（住宅について共有関係にある）配偶者等が申請人となって、ご自分の住宅の住宅改良工事を行う場合は、交付の対象となりません。
- ②工事内容の審査に伴い、現地調査を行うことがあります。
- ③交付申請内容について、以下のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又はすでに交付した商品券を返還していただくことがあります。
 - ・偽り、その他の不正な手段により交付を受けようとしたとき、又は受けたとき
 - ・他の補助金と重複受給しようとしたとき
 - ・交付決定内容、これに付した条件、その他別途定めるリフォーム支援事業工事完了証明書発行要領に違反したとき
 - ・その他、（一財）岩手県建築住宅センターが不適正と認める事由が生じたとき
- ④工事着手は申請日以降に可能になりますが、審査や抽選の結果によっては交付対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 商品券の交付に関する事項

- ①商品券の交付は、1所有者1回かつ1物件につき1回です。
- ②商品券の交付は、交付が確定した方 800名様までの限定とします。
 - ・申し込み状況等については、（一財）岩手県建築住宅センターホームページ等で随時お知らせいたします。
- ③商品券の交付金額は、「2020もりおかプレミアム付商品券SANS A」6万円分です。
 - ・交付する商品券は、対象工事費の支払いには使用できません。
- ④交付する商品券には使用有効期限があります。
 - ・令和2年9月28日（月）から令和3年2月14日（日）までに使用してください。
 - ・有効期限の過ぎた商品券の換金及び商品との交換は一切行いませんのでお早めにご利用ください。
- ⑤交付する商品券は、「2020もりおかプレミアム付商品券SANS A」利用登録店舗でご利用できます。
 - ・商品券を利用できる店舗については、商品券交付時に「利用登録店舗一覧」をお渡しいたします。また、盛岡商工会議所ホームページをご覧ください。

2. 個人情報の取り扱いについて

収集した個人情報（氏名、生年月日、住所等、その個人を識別特定化できるもの）は、本事業の実施及び関連する調査のため以外には利用いたしません。ただし、次に該当する場合、申請者本人の同意なく個人情報を当該第三者に開示する場合があります。

- ①法令に基づき、警察、裁判所等の国や地方の諸機関より、個人情報の開示が求められた場合。
- ②盛岡商工会議所の権利や財産を保護するために開示が必要な場合。
- ③その他申請者本人が第三者に不利益を及ぼす等、開示するにつき、正当な事由がある場合。

2. 手続きの流れ

項 目	手続きの期間・窓口等	提出書類・その他留意事項等
1. 準 備	申請前	<p>申請に必要な書類を準備してください。</p> <p>※施工業者との契約書，見積書が必要です。</p>
2. 申請受付	<p>■申請期限 R2.11.15(日)まで</p> <p>※申請前の着工は不可 ※定員800名まで先着順 ※申請状況は(一財)岩手県建築住宅センター，盛岡市HPをご確認ください。</p> <p>■申請窓口 (一財)岩手県建築住宅センター すまいあんしん室</p>	<p>以下の書類を(一財)岩手県建築住宅センターまで郵送してください。</p> <p>①交付申請書(様式第1号) ※施工業者が代理申請をする場合は，事業所所在地・事業所名・担当者名を記入の上社印を押印願います。</p> <p>②契約書又は請書(写) ※工事期間・工事金額が明記され，施工業者の記名・捺印のあるものに限ります。</p> <p>③工事費見積書(写) ※工事内容が分かるもの。</p> <p>④令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書(写) ※「表紙」「課税明細書」部分の写し。課税明細書に工事の対象となる物件が記載されていることを確認のうえご提出願います。紛失等の場合は，固定資産評価公課証明書を代替えとしてご提出いただきますが，必ず税相当額に金額の記載のあるものを提出してください。</p> <p>⑤納税証明書(令和元年度(平成31年度)固定資産税固定資産税，都市計画税，市民税に関するもの。) ※市役所窓口において発行された原本に限ります。領収書等の添付は不可です。納税期義務者氏名欄に「外△名」の記載がある場合は，共有者名を記入したものに限ります。市民税が非課税の場合は非課税証明書をご提出願います。住宅の所有者と申請者が異なる場合は，双方の納税証明書の提出が必要です。</p> <p>⑥工事の設計図書又は施工箇所の見取図(写) ※塗装工事のみの場合，工事を行う住宅等の写真又は画像を印刷したものを使用して施工部分に印をつけることで省略可。</p> <p>⑦工事箇所の日付入り現況カラー写真又はカラー画像を印刷したものの ※不鮮明な写真は不可。様式第1号付表に撮影日を表示したカラー写真を貼付し工事箇所・工事内容を明記してください。</p> <p>⑧工事物件所在地の案内図 ※住宅地図等の利用も可。</p> <p>⑨(他の盛岡市の補助制度を利用する場合)補助内容がわかるもの ※補助金交付申請書または交付決定通知(写)を提出してください。</p> <p>⑩その他，(一財)岩手県建築住宅センターが必要と認める書類 ※納税証明書の発行がされない場合や，申請者と住宅所有者との関係が確認できない等申請内容に不明な事項がある場合，住民票・戸籍謄本・登記簿謄本等の提出が必要となる場合があります。 ※申請後は着工が可能です。ただし，審査結果によっては交付対象とならない場合がありますので，ご留意ください。</p>

項目	手続きの期間・窓口等	提出書類・その他留意事項等
3. 交付決定	申請後 15 営業日以内	<p>提出書類を審査した後、(一財)岩手県建築住宅センターより交付決定通知が届きます。</p> <p>※交付決定は最終的な商品券の交付を保証するものではありません。</p> <p>商品券の交付まで、順次必要な手続きを行ってください。</p>
4. 着工～工事中	<p>■対象工事期間</p> <p>・R2.7.27(月)～12.15(火)</p> <p>変更申請がある場合…</p> <p>■変更申請受付窓口</p> <p>・申請時と同様です。</p>	<p>申請後、軽微な変更を除く工事の変更又は中止が生じた場合は、速やかに以下の書類を窓口に郵送してください。</p> <p>①リフォーム支援事業工事(変更・中止)承認申請書(様式第3号)</p> <p>※中止の場合は①のみのご提出となります。</p> <p>②変更後の工事費見積書(写)</p> <p>③工事変更計画書(写)</p> <p>④工事箇所の現況の日付入りカラー写真又はカラー画像を印刷したもの</p> <p>⑤変更後の工事契約書または請書(写)</p> <p>※施工業者を変更する場合に必要です。</p> <p>⑥その他、(一財)岩手県建築住宅センターが必要と認める書類</p> <p>【軽微な変更】</p> <p>工事完了の2週間以内の遅延、工事費総額の20%以内の増減</p>
(該当する場合)	変更・中止書類提出後、15営業日以内に発送	提出書類の内容が承認された場合、(一財)岩手県建築住宅センターよりリフォーム支援事業工事(変更・中止)承認書(様式第4号)書類が届きます。
5. 工事完了	<p>工事完了後、速やかに。</p> <p>■報告窓口</p> <p>・申請時と同様です。</p> <p>■提出締切日</p> <p>・R2.12.15(火)</p>	<p>受付窓口に以下の書類を郵送してください。</p> <p>①リフォーム支援事業工事完了実績報告書兼請求書(様式第5号)</p> <p>②工事代金の領収書又は振込金受取書(写)等</p> <p>③工事代金の明細書(写)</p> <p>※明細内容が「〇〇工事一式」のものは不可です。</p> <p>④工事箇所の施工中の日付入りカラー写真又はカラー画像を印刷したもの</p> <p>⑤工事箇所の工事完了後の日付入りカラー写真又はカラー画像を印刷したもの</p> <p>※不鮮明な写真は不可。様式第5号付表A・Bに写真を貼付し工事箇所・工事内容を明記してください。</p>
6. 審査	■書類及び現地確認による審査(完了審査の結果、商品券を交付しない場合があります。)	
7. 商品券交付	<p>報告書提出後、1ヶ月以内に発送</p> <p>■交付期間</p> <p>・R2.9.24(木)～</p> <p style="text-align: right;">R3.1.15(金)</p> <p>■交付窓口・受付時間</p> <p>・盛岡商工会議所(本所)</p> <p>・受付時間</p> <p>土・日・祝日を除く</p> <p>9:30～12:00</p> <p>13:00～16:30</p>	<p>工事完了証明書(様式第6号)・商品券受領書(様式第7号)が届いた後、以下のものを持参の上、交付窓口にて商品券の交付を受けてください。交付期間終了後は、商品券の交付は受けられません。</p> <p>①商品券受領書(様式第7号)</p> <p>②ご印鑑(認印可)</p> <p>※申請者本人以外の方が商品券を受領される場合は、委任状のご提出が必要です。受領書(様式第7号)の中にある該当記載欄に必要事項をご記入ください。</p> <p>③窓口で受領する方の顔写真が付いた身分証明となるもの</p> <p>※窓口で運転免許証、パスポート等をご提示いただき、当所にて写しを取らせていただきます。また、顔写真がついた身分証明書をお持ちでない方は、2種類以上の身分証明書(住民基本台帳カード、健康保険被保険者証、年金手帳等)を提出いただきます。</p>